## 宿泊療養・自宅療養の対象について

別紙2 協議資料

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、**重症者等に対する入院医療の提供**に支障をきたす場合

重症患者 (人工呼吸器等) 中等症患者 (酸素投与等) 軽症患者 (重症化リスクの高い人)

コロナウイルス感染 症対策推進本部通知

R2.4.2厚生労働省新型

↓ 入院

高齢者 基礎疾患がある方 など

## 陽性者 ↓ 入院

#### 対策の移行

以下を踏まえ、**専門 家会議で協議**しつつ、 **厚労省とも相談**の上、 判断

- ・地域の感染拡大状況
- ・患者受入れ状況
- ・今後の感染者増の兆候

# 軽症患者

(同居者が高齢者等)

入院

# 軽症患者

(それ以外)

宿泊療養等



病院の受入可能 人数を踏まえ、 対応を変更

## 軽症患者



- ○宿泊療養
- ○病院・宿泊施設の受入可能 人数を踏まえ、外出しない ことを前提に自宅療養

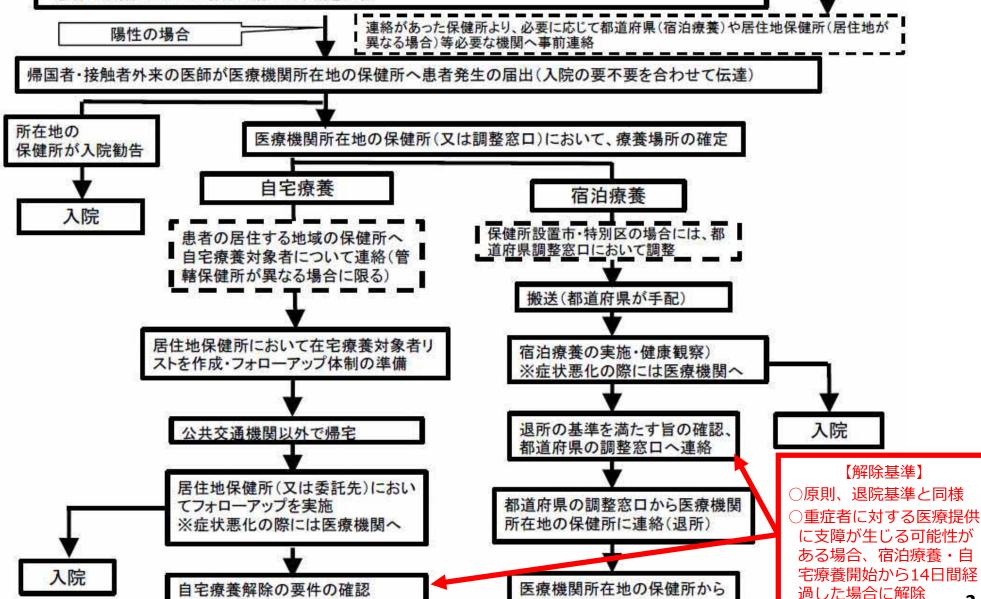
ただし、以下の者は、 宿泊施設を優先

- ○同居者が高齢者等
- ○同居者が医療・介護・福祉 従事者等

## 軽症者等の療養等に関する流れ

帰国者・接触者外来において、検査を実施する際、(その時点で入院加療が必要なさそうな場合)

- ・医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)へ連絡→宿泊療養・自宅療養の可否等の確認
- ・患者にも陽性になった場合に備えた準備を依頼



居住地保健所に連絡

## 宿泊療養マニュアル

R2.4.2厚生労働省新型 コロナウイルス感染 症対策推進本部通知

#### 宿泊施設等

- ○「建物単位」又は「フロア単位」
- ○居室は「個室」 (トイレ・入浴設備も個室対応が望ましい)

- ○軽症者と動線を分け、スタッフの宿泊用居室、 事務局用の会議室を確保
- ○適切なゾーニングが可能な施設

#### 基本的な対応

- ○軽症者は外出不可
  - ※時間を区切って居室から出ることは可(建物内のみ)
- ○基本的には電話で対応
  - ※施設利用開始時の説明を除き、対 面対応は行わない
- ○スタッフに対する感染防護対 策の指導、健康管理
  - ※感染予防策はサージカルマスク・ 手指衛生(対面説明時は手袋・サー ジカルマスク・眼の防護具、清掃・ 消毒時はこれらに加え長袖ガウン)
  - ※適切な対策を講じている場合、濃厚接触者とはならない
- ○利用者負担の設定
  - ※入院措置と同様の費用負担(入院 の代替手段との趣旨)など

#### 健康管理

- ○医師はオンコール以上の対応 看護師・保健師は日中常駐、 夜間はオンコール以上
- ○看護師等は1日1回、電話等 により健康観察
  - ※体温計を配布、1日2回体温測定
  - ※自覚症状等の申告があった場合は、 対面で健康観察
- ○急変時の搬送先の確保
- ○十分な換気の指導
- ○軽い運動の推奨
  - ※居室外の歩行、軽い体操等
- ○ストレスに対する支援
  - ※スタッフによるこまめなお知らせ ※精神保健福祉センター等の協力

#### 食事・生活支援

- ○スタッフは24時間常駐
  - ※夜間は緊急時のみ対応として差し 支えない
- ○食事・リネン類の管理
  - ※アレルギー対応に留意
  - ※スタッフが各部屋の前に配布
- ○日用品等の確保
  - ※ビジネスホテルの通常の備品等
  - ※wifi環境、テレビの準備等
- ○掃除・洗濯は自ら実施
  - ※掃除・洗濯用品や洗剤を配布
- ○ゴミの回収
  - ※スタッフが各部屋の前に置かれた ゴミ袋を回収
- │○共用部分や退去後居室の清 │ 掃・消毒等はスタッフが実施